

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第29号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴税吏員の任命)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>香川県県税事務所</u>（以下「<u>県税事務所</u>」という。）に勤務する職員のうち所長が指定した者</p> <p>(知事の指示を受けるべき事項)</p> <p>第2条 県税事務所の長は、次に掲げる事項については、あらかじめ、知事の指示を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(経由書類についての意見の進達)</p> <p>第4条 <u>県税事務所</u>の長は、条例及びこの規則の定めるところによって納税者又は特別徴収義務者から知事に提出すべき書類を受けたときは、<u>県税事務所</u>の長において処理するもののほか、これに意見を付して、速やかに知事に進達しなければならない。</p> <p>(県税事務所の長の報告)</p> <p>第5条 <u>県税事務所</u>の長は、次に掲げる場合にあつては、その事由発生の都度知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(徴税吏員の任命)</p> <p>第1条の2 次に掲げる者を徴税吏員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県税事務所</u>に勤務する職員のうち所長が指定した者</p> <p>(3) <u>香川県小豆総合事務所の長及び当該事務所の税務課に勤務する職員</u></p> <p>(知事の指示を受けるべき事項)</p> <p>第2条 <u>県税事務所又は香川県小豆総合事務所</u>（以下「<u>県税事務所等</u>」という。）の長は、次に掲げる事項については、あらかじめ、知事の指示を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(経由書類についての意見の進達)</p> <p>第4条 <u>県税事務所等</u>の長は、条例及びこの規則の定めるところによって納税者又は特別徴収義務者から知事に提出すべき書類を受けたときは、<u>県税事務所等</u>の長において処理するもののほか、これに意見を付して、速やかに知事に進達しなければならない。</p> <p>(県税事務所等の長の報告)</p> <p>第5条 <u>県税事務所等</u>の長は、次に掲げる場合にあつては、その事由発生の都度知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>条例第87条の規定によって自動車税の課税免除をしたとき。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p>

(県税の予納)

第5条の8 法第17条の3第1項に規定する徴収金の予納を申し出ようとする者は、その旨を記載した文書を、県税事務所の長（県が課する固定資産税に係る徴収金の予納を申し出ようとする者にあつては、知事）に提出しなければならない。この場合において、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第12号の2様式若しくは第16号の4様式又は第5号様式による納付（入）書にその旨を記載することによって、当該文書に代えることができる。

第6条及び第7条 削除

(更正（決定）通知書の交付)

第8条 知事又は県税事務所の長は、申告納付又は申告納入に係る県税及び地方法人特別税について更正又は決定をしたときは、第38号様式による更正（決定）通知書を当該納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。

2 略

第9条 削除

(税務出納員)

第10条 県税に関する収入事務を取り扱わせるため、総務部税務課及び県税事務所に税務出納員を置く。

2 税務出納員には、総務部税務課の県税に関する収入事務を担当する課長補佐及び県税事務所総務・課税部総務課の課長の職にある者をもって充てる。ただし、これらの職にある者に事故があるとき、又はこれらの職にあ

(県税の予納)

第5条の8 法第17条の3第1項に規定する徴収金の予納を申し出ようとする者は、その旨を記載した文書を、県税事務所等の長（県たばこ税及び県が課する固定資産税に係る徴収金の予納を申し出ようとする者にあつては、知事）に提出しなければならない。この場合において、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第12号の2様式若しくは第16号の4様式又は第5号様式による納付（入）書にその旨を記載することによって、当該文書に代えることができる。

(異動連絡)

第6条 県税事務所等の長は、課税物件その他に異動があつた場合において他の県税事務所等に関係のあるときは、直ちにその旨をその県税事務所等に通知しなければならない。

第7条 削除

(更正（決定）通知書の交付)

第8条 知事又は県税事務所等の長は、申告納付又は申告納入に係る県税及び地方法人特別税について更正又は決定をしたときは、第38号様式による更正（決定）通知書を当該納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。

2 略

(条例第10条の規則で定める郵便局)

第9条 条例第10条の規則で定める郵便局は、徳島県、愛媛県及び高知県の区域内の郵便局とする。ただし、第5号様式（その9）による納入書を使用して納入し、又は第5号様式（その10）による納付書を使用して納付する場合にあつては、県外の郵便局とする。

(税務出納員)

第10条 県税に関する収入事務を取り扱わせるため、総務部税務課、県税事務所及び香川県小豆総合事務所に税務出納員を置く。

2 税務出納員には、総務部税務課の県税に関する収入事務を担当する課長補佐、香川県東讃県税事務所総務課の課長、香川県中讃県税事務所納税課の課長、香川県西讃県税事務所の次長及び香川県小豆総合事務所税務課の

る者が欠けたときは、知事が指定する職員を税務出納員とする。

3 会計管理者は、県税事務所における次に掲げる事務を税務出納員（総務部税務課の税務出納員を除く。）に委任する。

(1)～(4) 略

4 会計管理者は、県が課する固定資産税に係る徴収金の収入に関する事務及びその事務につき滞納処分により差し押えた引揚物件の保管に関する事務並びに県が課する固定資産税に係る歳入歳出外現金の受入れに関する事務を総務部税務課の税務出納員に委任する。

5 略

(税務出納員の徴収金の取扱い)

第11条 税務出納員は、総務部税務課又は県税事務所において直接徴収金（第10条第3項第1号に規定する歳入歳出外現金、同項第2号に規定する徴収金及び歳入歳出外現金並びに同項第3号に規定する過料を含む。以下この条及び次条において同じ。）を領収したときは、納税者又は特別徴収義務者の持参した納税通知書、納入書、納付書等に第41号様式による領収印を押し、その者に領収証書を交付しなければならない。

2～4 略

(領収証の取扱等)

第13条 略

2 税務取扱員は、領収証用紙綴に領収証用紙がなくなったとき、又は領収証用紙綴を必要としなくなったときは、県税徴収金現金出納簿兼徴収金領収証点検簿にその領収証用紙綴を添えて、直ちに、県税事務所の長（総務部税務課の税務取扱員にあつては、知事）に返付しなければならない。この場合において、使用していない領収証用紙があるときは、その用紙の1枚ごとに無効の押印をしなければならない。

(納付又は納入の委託を受けることができる有価証券の種類)

第13条の3 略

課長の職にある者をもって充てる。ただし、これらの職にある者に事故があるとき、又はこれらの職にある者が欠けたときは、知事が指定する職員を税務出納員とする。

3 会計管理者は、県税事務所等における次に掲げる事務を税務出納員（総務部税務課の税務出納員を除く。）に委任する。

(1)～(4) 略

4 会計管理者は、県たばこ税及び県が課する固定資産税に係る徴収金の収入に関する事務並びにその事務につき滞納処分により差し押えた引揚物件の保管に関する事務並びに県たばこ税及び県が課する固定資産税に係る歳入歳出外現金の受入れに関する事務を総務部税務課の税務出納員に委任する。

5 略

(税務出納員の徴収金の取扱い)

第11条 税務出納員は、総務部税務課又は県税事務所等において直接徴収金（第10条第3項第1号に規定する歳入歳出外現金、同項第2号に規定する徴収金及び歳入歳出外現金並びに同項第3号に規定する過料を含む。以下この条及び次条において同じ。）を領収したときは、納税者又は特別徴収義務者の持参した納税通知書、納入書、納付書等に第41号様式による領収印を押し、その者に領収証書を交付しなければならない。

2～4 略

(領収証の取扱等)

第13条 略

2 税務取扱員は、領収証用紙綴に領収証用紙がなくなったとき、又は領収証用紙綴を必要としなくなったときは、県税徴収金現金出納簿兼徴収金領収証点検簿にその領収証用紙綴を添えて、直ちに、県税事務所等の長（総務部税務課の税務取扱員にあつては、知事）に返付しなければならない。この場合において、使用していない領収証用紙があるときは、その用紙の1枚ごとに無効の押印をしなければならない。

(納付又は納入の委託を受けることができる有価証券の種類)

第13条の3 法第16条の2に規定する知事が定める有価証券は、次に掲げるもので、その券面金額が納付し、又は納入すべき徴収金の額を超えないものであって、指定金融機関等を通じて取り立てることができるものに限る

(1) 略

ア 振出人が納付又は納入の委託をする者であるときは、知事又は県税事務所の長を受取人とする記名式のもの

イ 振出人が納付又は納入の委託をする者以外であるときは、納付又は納入の委託をする者が知事又は県税事務所の長に取立てのための裏書をしたもの

(2) 略

ア 約束手形にあっては振出人、為替手形にあっては支払人（自己あてのものをいう。）が納付又は納入の委託をするものであるときは、知事又は県税事務所の長を受取人とし、かつ、指図禁止の文言のあるもの

イ 約束手形にあっては振出人、為替手形（引受けのあるものに限る。）にあっては支払人が納付又は納入の委託をする者以外であるときは、納付又は納入の委託をする者が知事又は県税事務所の長に取立てのための裏書をしたもの

(徴収猶予の通知等)

第14条 知事又は県税事務所の長は、徴収金の徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の実行の停止をしたときは第47号様式による通知書を、これらの取消をしたときは第48号様式による取消通知書とその滞納者は送付しなければならない。

(徴収金の還付の通知)

第14条の2 知事又は県税事務所の長は、徴収金を還付する場合には、納税者又は特別徴収義務者に対し、第3号様式による還付（充当）通知書を発しなければならない。

(徴収金の徴収の嘱託)

ものとする。

(1) 納税者又は特別徴収義務者から受託した有価証券を再委託する銀行が加入している手形交換所に加入している銀行（手形交換所に準ずる制度を利用している再委託する銀行と交換決済をなす銀行を含む。次号において「所在地の銀行」という。）を支払人とした小切手で、次のいずれかに該当するもの

ア 振出人が納付又は納入の委託をする者であるときは、知事又は県税事務所等の長を受取人とする記名式のもの

イ 振出人が納付又は納入の委託をする者以外であるときは、納付又は納入の委託をする者が知事又は県税事務所等の長に取立てのための裏書をしたもの

(2) 支払場所を所在地の銀行とする約束手形又は為替手形で、次のいずれかに該当するもの

ア 約束手形にあっては振出人、為替手形にあっては支払人（自己あてのものをいう。）が納付又は納入の委託をするものであるときは、知事又は県税事務所等の長を受取人とし、かつ、指図禁止の文言のあるもの

イ 約束手形にあっては振出人、為替手形（引受けのあるものに限る。）にあっては支払人が納付又は納入の委託をする者以外であるときは、納付又は納入の委託をする者が知事又は県税事務所等の長に取立てのための裏書をしたもの

(徴収猶予の通知等)

第14条 知事又は県税事務所等の長は、徴収金の徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の実行の停止をしたときは第47号様式による通知書を、これらの取消をしたときは第48号様式による取消通知書とその滞納者は送付しなければならない。

(徴収金の還付の通知)

第14条の2 知事又は県税事務所等の長は、徴収金を還付する場合には、納税者又は特別徴収義務者に対し、第3号様式による還付（充当）通知書を発しなければならない。

(徴収金の徴収の引継ぎ及び嘱託)

第15条 県税事務所の長は、徴収金を納付し、又は納入すべき者が県外に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が県外に在る場合においては、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地の都道府県の徴税吏員にその徴収金の徴収を嘱託することができる。

2 前項の規定による嘱託は、第49号様式による県税徴収嘱託書をもってしなければならない。

(個人の市町村民税に係る徴収金の徴収及び滞納処分の状況の通知)

第20条 県税事務所の長は、法第48条第1項又は第2項の規定によって県の徴税吏員が個人の市町村民税に係る徴収金を徴収したときは第59号様式による個人別県市町村民税徴収状況通知書を翌月10日までに、同条第1項の一定の期間が経過したときは第60号様式による県市町村民税滞納処分状況通知書を遅滞なくその市町長に送付しなければならない。

(法人税に係る確定申告書の提出期限の通知)

第20条の2 法第53条第46項若しくは第47項の届出又は同条第48項の通知を受けた県税事務所の長は、同条第49項の規定により、遅滞なく、その届出又は通知に係る申告書の提出期限の延長期間等を第60号様式の2によって関係市町長に通知しなければならない。

第15条 県税事務所等の長は、徴収金を納付し、又は納入すべき者がその所管区域外に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産がその所管区域外に在る場合においては、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地を所管する県税事務所等の長に、又は当該都道府県の徴税吏員にその徴収金の徴収を引き継ぎ、又は嘱託することができる。

2 前項の規定による引継ぎ又は嘱託は、第49号様式による県税徴収引継(嘱託)書をもってしなければならない。

3 前項の規定による県税徴収引継(嘱託)書の送付を受けた県税事務所等の長は、その徴収金の徴収の引受けをしたときは直ちにその徴収金の調定をするとともに引受けをした旨を、その徴収金の徴収の引受けをすることができないときは引受けをすることができない旨及びその理由を記載した第50号様式による県税徴収引受(不能)書を徴収の引継ぎをした県税事務所等の長に送付しなければならない。

4 前項の規定による引受けした旨を記載した県税徴収引受(不能)書の送付を受けた県税事務所等の長は、その引受に係る徴収金の額を調定額から減額しなければならない。

5 還付すべき徴収金がある県税事務所等の長に第1項の規定によりその還付を受けるべき納税者又は特別徴収義務者に係る徴収金の徴収の引継ぎをする場合の手続については、前3項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところによる。

(個人の市町村民税に係る徴収金の徴収及び滞納処分の状況の通知)

第20条 県税事務所等の長は、法第48条第1項又は第2項の規定によって県の徴税吏員が個人の市町村民税に係る徴収金を徴収したときは第59号様式による個人別県市町村民税徴収状況通知書を翌月10日までに、同条第1項の一定の期間が経過したときは第60号様式による県市町村民税滞納処分状況通知書を遅滞なくその市町長に送付しなければならない。

(法人税に係る確定申告書の提出期限の通知)

第20条の2 法第53条第45項若しくは第46項の届出又は同条第47項の通知を受けた県税事務所等の長は、同条第48項の規定により、遅滞なく、その届出又は通知に係る申告書の提出期限の延長期間等を第60号様式の2によって関係市町長に通知しなければならない。

(市町長に対する法人税額等の通知)

第21条 法第63条第2項又は第3項の通知を受けた県税事務所の長は、同条第4項の規定により遅滞なく、その通知に係る法人税額等を第61号様式によって関係市町長に通知しなければならない。

(税務官署に対する個人の所得の通知)

第22条 県税事務所の長が法第72条の50第1項ただし書又は第4項の規定によって個人の所得を決定した場合においては、県税事務所の長は、法第72条の58の規定により遅滞なく、その決定に係る個人の所得を第62号様式によって税務官署に通知しなければならない。

(市町に対する不動産の価格等の通知書の様式)

第24条 県税事務所の長が法第73条の21第3項の規定によって市町長に対して不動産の価格等を通知する場合の通知書は、第64号様式によらなければならない。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の証票交付手続)

第27条 県税事務所の長は、条例第65条第1項の規定による申請があったときは、ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録証票交付簿によって、その特別徴収義務者に対し、第67号様式による証票を交付しなければならない。

(自動車税に係る証明書の交付手続)

第36条 県税事務所の長は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条第1項の検査の申請をする者から条例第92条の規定による証明書の交付申請があった場合において、その検査を受けようとする自動車の所有者がその自動車について現に自動車税を滞納していないとき、又は自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであると認められるときは、その申請者に対し、第92号様式の3による証明書を交付するものとする。

(鉾区税に係る証明書の交付手続)

第37条 県税事務所の長は、試掘権者から条例第95条の規定による証明書の交付申請があった場合において、鉾区税を滞納していないとき、又は鉾区

(市町長に対する法人税額等の通知)

第21条 法第63条第2項又は第3項の通知を受けた県税事務所等の長は、同条第4項の規定により遅滞なく、その通知に係る法人税額等を第61号様式によって関係市町長に通知しなければならない。

(税務官署に対する個人の所得の通知)

第22条 県税事務所等の長が法第72条の50第1項ただし書又は第4項の規定によって個人の所得を決定した場合においては、当該県税事務所等の長は、法第72条の58の規定により遅滞なく、その決定に係る個人の所得を第62号様式によって税務官署に通知しなければならない。

(市町に対する不動産の価格等の通知書の様式)

第24条 県税事務所等の長が法第73条の21第3項の規定によって市町長に対して不動産の価格等を通知する場合の通知書は、第64号様式によらなければならない。

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の証票交付手続)

第27条 香川県東讃県税事務所長は、条例第65条第1項の規定による申請があったときは、ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録証票交付簿によって、その特別徴収義務者に対し、第67号様式による証票を交付しなければならない。

(自動車税に係る証明書の交付手続)

第36条 県税事務所等の長は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条第1項の検査の申請をする者から条例第92条の規定による証明書の交付申請があった場合において、その検査を受けようとする自動車の所有者がその自動車について現に自動車税を滞納していないとき、又は自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであると認められるときは、その申請者に対し、第92号様式の3による証明書を交付するものとする。

(鉾区税に係る証明書の交付手続)

第37条 県税事務所等の長は、試掘権者から条例第95条の規定による証明書の交付申請があった場合において、鉾区税を滞納していないとき、又は鉾

税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであると認められるときは、その申請者に対し、第93号様式による証明書を交付するものとする。

(滞納整理の記録等)

第46条 滞納処分を行う徴税吏員は、滞納整理支援システムに滞納整理の経過の要旨を明確に記録し、その内容を県税事務所の長（総務部税務課の徴税吏員にあっては、知事）に報告しなければならない。

様式目次

第1号様式～第48号様式 略

第49号様式 県税徴収嘱託書

第50号様式から第52号様式まで 削除

第53号様式～第115号様式 略

区税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであると認められるときは、その申請者に対し、第93号様式による証明書を交付するものとする。

(滞納処分着手の手続等)

第46条 知事又は県税事務所等の長は、徴税吏員が滞納処分に着手する場合には、滞納整理小票を調製し、これを当該徴税吏員に交付しなければならない。

2 前項の規定により滞納整理小票の交付を受けた者は、その滞納整理小票に滞納整理の経過の要旨を明確に記載し、その内容を県税事務所等の長（総務部税務課の徴税吏員にあっては、知事）に報告しなければならない。

様式目次

第1号様式～第48号様式 略

第49号様式 県税徴収引継（嘱託）書

第50号様式 県税徴収引受（不能）書

第51号様式及び第52号様式 削除

第53号様式～第115号様式 略

第2号様式中 「
香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長

を「（香川県県税事務所長）」に改め、同様式備考を削る。

第3号様式（その1）及び第3号様式（その2）中 「
香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長

を「（香川県県税事務所長）」に改める。

第4号様式（その1）中 「香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長
総合）事務所」を「県税事務所」に改める。

「地方税法第72条
香川県税条例第1条」を「地方税法第72条の2
香川県税条例第1条」に、「県税（小豆

第4号様式（その2）中 「香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長

を「香川県県税事務所長」に改める。

第4号様式（その3）中「香川県知事 印」を「香川県県税事務所長 印」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「総務部税務課」を「当事務所」に改める。

第4号様式（その4のイ）から第4号様式（その5）までの規定中
「香川県 県税事務所長」を「香川県県税事務所長」に改める。

第4号様式（その6）及び第4号様式（その7）中「香川県東讃県税事務所長」を「香川県県税事務所長」に改める。

第4号様式（その8）中
「香川県 県税事務所長」を「香川県県税事務所長」に改める。

第4号様式の2（その1）中
「香川県小豆総合事務所長」を「香川県県税事務所長」に、「第72条第7項第4号、第5号及び第7号」を「第72条の2第10

項第5号及び第7号」に、「地方税法第72条」を「地方税法第72条の2」に、「県税（小豆総合）事務所」を「県税事務所」に改める。

第4号様式の2（その2）中
「香川県税条例第1条」を「香川県税条例第1条」に、「香川県 県税事務所長」を「香川県県税事務所長」に改める。

第4号様式の2（その3）中「香川県知事 [印]」を「香川県県税事務所長 [印]」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「総務部税務課」を「当事務所」に改める。

第4号様式の2（その4）中
「香川県 県税事務所長」を「香川県県税事務所長」に改める。

第4号様式の2（その5）及び第4号様式の2（その6）中「香川県東讃県税事務所長」を「香川県県税事務所長」に改める。

第4号様式の2（その7）中
「香川県 県税事務所長」を「香川県県税事務所長」に改める。

第5号様式（その3）中
「香川県小豆総合事務所長」を「香川県県税事務所」に改め、同様式備考中「県税事務所又は香川県小豆総合事務所」を「香川県県税事務所」に改める。

第6号様式中「県税事務所若しくは香川県小豆総合事務所」を「香川県県税事務所」に、「香川県 県税事務所長」を「香川県県税事務所長」に改める。



第7号様式（その1）中「香川県知事 [印]」を「香川県知事 [印]」に改め、同様式備考を次のように改める。

香川県小豆総合事務所長」 (香川県県税事務所長)」
備考 この督促状は、自動車税以外の税目に用いる。

第7号様式(その2のイ)から第8号様式までの規定中 「香川県 県税事務所長」 を「香川県県税事務所長」に改める。
香川県小豆総合事務所長」

第8号様式の2中 「(香川県 県税事務所長)」 を「(香川県県税事務所長)」に改め、同様式備考を次のように改める。
(香川県小豆総合事務所長)」

備考 黒色刷とし、「納付(納入)催告書」及び「御注意」の部分のみ赤色刷とする。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第8号様式の3 (第3条の2関係)</p>  <p>備考 直径30ミリメートルとする。</p>	<p>第8号様式の3 (第3条の2関係)</p>  <p>備考 1 直径30ミリメートルとする。 2 「香川県東讃県税事務所長印」の欄は、香川県知事印又はそれぞれの県税事務所長印若しくは香川県小豆総合事務所長印とする。</p>

第19号様式の2中 「(香川県 県税事務所長)」 を「(香川県県税事務所長)」に改め、同様式備考を削る。
(香川県小豆総合事務所長)」

第19号様式の3及び第19号様式の4中 「(香川県 県税事務所長)」 を「(香川県県税事務所長)」に改める。
(香川県小豆総合事務所長)」

「香川県知事」
第19号様式の5中 を「香川県県税事務所長」に改める。

(香川県東讃県税事務所長)」
 「香川県知事
 第19号様式の6中 (香川県東讃県税事務所長)」 を「香川県県税事務所長」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同様式備考を削る。

第19号様式の7中 「(香川県 県税事務所長)
 (香川県小豆総合事務所長)」 を「(香川県県税事務所長)」に改め、同様式備考を削る。

第19号様式の8中 「(香川県 県税事務所長)
 (香川県小豆総合事務所長)」 を「(香川県県税事務所長)」に改める。

第19号様式の10中 「(香川県 県税事務所長)
 (香川県小豆総合事務所長)」 を「(香川県県税事務所長)」に改め、同様式備考を削る。

第19号様式の11中 「(香川県 県税事務所長)
 (香川県小豆総合事務所長)」 を「(香川県県税事務所長)」に改め、同様式備考を削る。
 「香川県 県税事務所長

第38号様式(その1)中 香川県小豆総合事務所長」 を「香川県県税事務所長」に改める。

第38号様式(その2)から第38号様式(その4)までの規定中「香川県東讃県税事務所長」を「香川県県税事務所長」に改める。

第38号様式(その5)中「香川県知事 印」を「香川県県税事務所長 印」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第38号様式(その6)及び第38号様式(その7)中「香川県東讃県税事務所長」を「香川県県税事務所長」に改める。

第39号様式中 「(香川県 県税事務所長)
 (香川県小豆総合事務所長)」 を「(香川県県税事務所長)」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 連結法人の法人税割にあつては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」とする。

第40号様式中 「(香川県 県税事務所)
 (香川県小豆総合事務所)」 を「(香川県県税事務所)」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

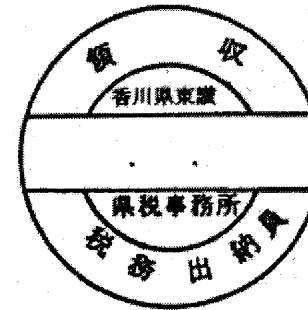
改正後	改正前

第41号様式（第11条関係）



備考 直径30ミリメートルとする。

第41号様式（第11条関係）



- 備考
- 1 直径30ミリメートルとする。
 - 2 「香川県東讃県税事務所」の欄は、香川県総務部税務課又はそれぞれの県税事務所名若しくは香川県小豆総合事務所名とする。
 - 3 この領収印を使用したときは、必ず領収した総金額の頭に取扱者が認印するものとする。

第46号様式の2中 「
 香川県 県税事務所長
 香川県小豆総合事務所長
 」を「（香川県県税事務所長）」に改める。

第46号様式の3（その1）中 「
 香川県 県税事務所長
 香川県小豆総合事務所長
 」を「（香川県県税事務所長）」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 地方税法第16条の3第1項の規定による担保の提供を命ずるときは、担保の提供期間の欄には、記入しないこと。

「香川県 県税事務所長
 香川県小豆総合事務所長」
 第46号様式の3（その2）中 を「香川県県税事務所長」に、「県税の」を「県税等の」に、「担保される県税」を「担保され
 る税目」に、「法人県民税・法人事業税」を「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税」に改める。

第46号様式の4中 「
 香川県 県税事務所長
 香川県小豆総合事務所長
 」を「（香川県県税事務所長）」に改め、同様式備考を削る。
 「/香川県 県税事務所長\」

第46号様式の5中 「
香川県小豆総合事務所長
」を「(香川県県税事務所長)」に改め、同様式備考を削る。

第46号様式の6中 「
香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長
」を「(香川県県税事務所長)」に改める。

第47号様式(その1)中 「
香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長
」を「(香川県県税事務所長)」に改め、同様式備考を削る。

第47号様式(その2)中 「
香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長
」を「香川県県税事務所長」に改める。

第47号様式(その3)中 「
香川県東讃県税事務所長
」を「香川県県税事務所長」に改める。

第47号様式(その4)中 「
香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長
」を「(香川県県税事務所長)」に改める。

第48号様式(その1)中 「
香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長
」を「(香川県県税事務所長)」に改め、同様式備考を削る。

第48号様式(その2)中 「
香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長
」を「(香川県県税事務所長)」に改め、同様式備考を削る。

第49号様式中 「
香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長
」を「香川県県税事務所長」に、「県税徴収引継(嘱託)書」を「県税徴収嘱託書」に、「引き継ぎ(嘱託)ま
す」を「嘱託します」に改める。

第50号様式から第52号様式までを次のように改める。

第50号様式から第52号様式まで 削除

第53号様式中 「
香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長
」を「(香川県県税事務所長)」に改める。

第54号様式の2から第57号様式の2までの規定中 「
香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長
」を「香川県県税事務所長」に改める。

第58号様式(その1)及び第58号様式(その2)中 「
香川県 県税事務所長 殿
」を「香川県県税事務所長 殿」に改める。

香川県小豆総合事務所長」

第59号様式及び第60号様式中 「香川県 県税事務所長」 を「香川県県税事務所長」に改める。

香川県小豆総合事務所長」

「香川県 県税事務所長

第60号様式の2中「第53条第48項」を「第53条第49項」に、 を「香川県県税事務所長」に改める。

香川県小豆総合事務所長」

「香川県 県税事務所長

第61号様式及び第62号様式中 を「香川県県税事務所長」に改める。

香川県小豆総合事務所長」

「香川県 県税事務所長

第63号様式（その1の甲）中 を「香川県県税事務所長」に改め、同様式備考3中「県税事務所又は香川県小豆総合事務所」を

香川県小豆総合事務所長」

「香川県県税事務所」に改める。

「香川県 県税事務所長

第63号様式（その1の乙）中 を「香川県県税事務所長」に改め、同様式備考3中「県税事務所又は香川県小豆総合事務所」を

香川県小豆総合事務所長」

「香川県県税事務所」に改める。

「香川県 県税事務所長

第63号様式（その2）中 を「香川県県税事務所長」に改め、同様式備考3中「県税事務所又は香川県小豆総合事務所」を「香

川県小豆総合事務所長」

川県県税事務所」に改める。

「香川県 県税事務所長

第64号様式中 を「香川県県税事務所長」に改める。

香川県小豆総合事務所長」

第65号様式から第67号様式までの規定中「香川県東讃県税事務所長」を「香川県県税事務所長」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

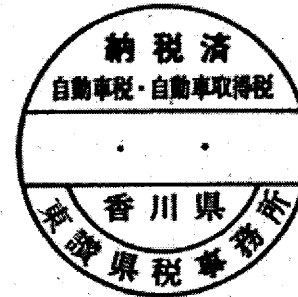
改正後	改正前

第92号様式の2 (第35条、第40条の2関係)



備考 直径35ミリメートルとする。

第92号様式の2 (第35条、第40条の2関係)



備考 1 直径35ミリメートルとする。
2 「東讃県税事務所」の欄は、それぞれの県税事務所名又は小豆総合事務所名とする。

「香川県 県税事務所長

第92号様式の3 (その1) から第94号様式までの規定中

を「香川県県税事務所長」に改める。

香川県小豆総合事務所長」

第94号様式の2中「香川県東讃県税事務所長」を「香川県県税事務所長」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第94号様式の3 (第45条関係)</p>	<p>第94号様式の3 (第45条関係)</p>

備考 直径35ミリメートルとする。

備考 1 直径35ミリメートルとする。

2 「東讃県税事務所」の欄は、それぞれの県税事務所名又は小豆総合事務所名とする。

第96号様式（その1）備考を削る。

第96号様式（その2のロ）備考を削る。

第96号様式（その4）備考を削る。

第97号様式備考を削る。

第97号様式の2中 「 $\left(\begin{array}{l} \text{香川県 県税事務所長} \\ \text{香川県小豆総合事務所長} \end{array} \right)$ 」 を「（香川県県税事務所長）」に改め、同様式備考を削る。

第98号様式備考を削る。

第99号様式備考を削る。

第100号様式中 「 $\left(\begin{array}{l} \text{香川県 県税事務所長} \\ \text{香川県小豆総合事務所長} \end{array} \right)$ 」 を「（香川県県税事務所長）」に改める。

第100号様式の2（その1）中 「 $\left(\begin{array}{l} \text{香川県 県税事務所長} \\ \text{香川県小豆総合事務所長} \end{array} \right)$ 」 を「（香川県県税事務所長）」に改め、同様式備考を削る。

第100号様式の2（その2）中 「 $\left(\begin{array}{l} \text{香川県 県税事務所長} \\ \text{香川県小豆総合事務所長} \end{array} \right)$ 」 を「（香川県県税事務所長）」に改め、同様式備考を削る。

第100号様式の3及び第100号様式の4中 「 $\left(\begin{array}{l} \text{香川県 県税事務所長} \\ \text{香川県小豆総合事務所長} \end{array} \right)$ 」 を「（香川県県税事務所長）」に改める。

第100号様式の5（その1）中 「 $\left(\begin{array}{l} \text{香川県 県税事務所長} \\ \text{香川県小豆総合事務所長} \end{array} \right)$ 」 を「（香川県県税事務所長）」に改め、同様式備考を削る。

第100号様式の5（その2）中 「 $\left(\begin{array}{l} \text{香川県 県税事務所長} \\ \text{香川県小豆総合事務所長} \end{array} \right)$ 」 を「（香川県県税事務所長）」に改め、同様式備考を削る。

第100号様式の6（その1）から第100号様式の6（その3）までの規定中 「 $\left(\begin{array}{l} \text{香川県 県税事務所長} \\ \text{香川県小豆総合事務所長} \end{array} \right)$ 」 を「（香川県県税事務所長）」に改める。

第100号様式の7中 「(香川県 県税事務所長)
香川県小豆総合事務所長」 を「(香川県県税事務所長)」に改め、同様式備考を削り、同様式中 「香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長」 を
「香川県県税事務所長」に改める。

第111号様式中 「(香川県 県税事務所長)
香川県小豆総合事務所長」 を「(香川県県税事務所長)」に改める。

第112号様式中 「(香川県 県税事務所)
香川県小豆総合事務所」 を「(香川県県税事務所)」に、 「(香川県 県税事務所長)
香川県小豆総合事務所長」 を「(香川県県税事務所長)」に改め、
同様式備考中「県税事務所若しくは香川県小豆総合事務所」を「香川県県税事務所」に改める。

第113号様式中 「香川県 県税事務所長
香川県小豆総合事務所長」 を「香川県県税事務所長」に改める。

第114号様式及び第115号様式中 「(香川県 県税事務所長)
香川県小豆総合事務所長」 を「(香川県県税事務所長)」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。